

これまでの取組、現状及び課題

1 これまでの取組

高知県は、男女共同参画社会を実現するために、平成 13 年度に「こうち男女共同参画プラン」を策定し、平成 16 年度の改訂を経て、平成 22 年度までの 10 年間取組を進めてきました。

この間、男女共同参画推進の活動拠点となる施設として、こうち男女参画センター「ソーレ」を建設し、啓発や人材育成を進めるとともに、平成 20 年度には、女性相談支援センターを新築移転し機能の強化に取り組んできました。

また、事業としては、男女共同参画を地域に根ざした取組へと拡充するため、NPO と県との協働事業で、市町村における男女共同参画の取組を支援するほか、DV 被害者への支援では、民間団体との協働による相談カードの作成や配布、民間シェルターの設置など、DV 被害者への支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、現こうち男女共同参画プランで設定した目標値の達成状況をみても、県の審議会等の委員の男女構成比や男女共同参画計画策定市町村の割合など、不十分な状況です。

また、県民意識調査（平成 21 年 11 月実施 以下「県民意識調査」という）の結果では、家族や地域に多く存在する「慣習・しきたり」における男女の不平等感を感じている人が多く、まだまだ男女共同参画が浸透していないといえます。

さらに、急激な少子高齢化や経済・雇用情勢が低迷する中で、地域社会や経済・産業が活力を維持していくためには、男女が共に担い手として社会を支え、責任を果たしていくことが求められています。

こうした課題を解消し、女性と男性が互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮するため、より一層積極的に男女共同参画を推進する必要があります。

(1) 取組の経緯

- ・昭和 60 年 国が「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准
- ・平成 2 年 「こうち女性プラン」策定
- ・平成 10 年 (財)こうち男女共同参画社会づくり財団の設立
- ・平成 11 年 「こうち女性総合センター」（現こうち男女共同参画センター）開館
男女共同参画社会基本法制定
- ・平成 13 年 「こうち男女共同参画プラン」策定
- ・平成 15 年 「高知県男女共同参画社会づくり条例」策定
- ・平成 16 年 県民意識調査の実施
「こうち男女共同参画プラン」の見直しと後半期実施計画の策定
国が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定
- ・平成 19 年 「高知県 DV 被害者支援計画」策定
- ・平成 20 年 高知県女性相談支援センター新築移転
- ・平成 21 年 県民意識調査の実施

(2) 推進体制

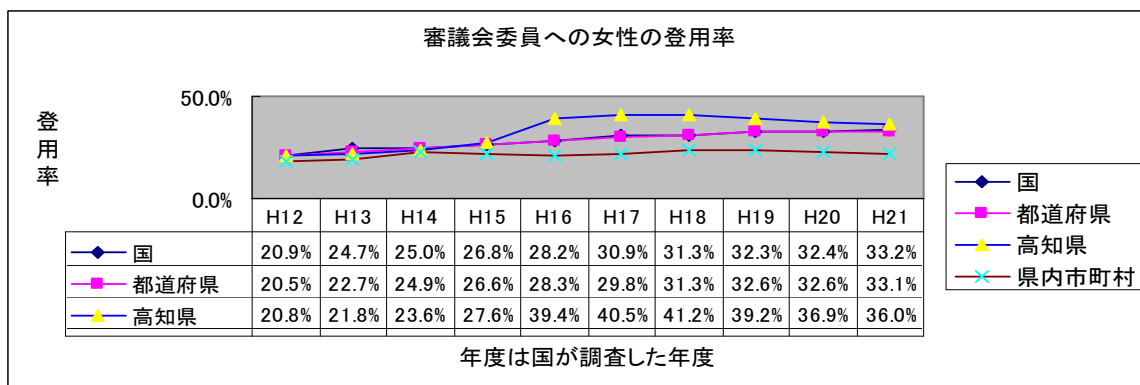
- ・こうち男女共同参画会議（同条例第 22 条に規定する知事の附属機関）
- ・高知県男女共同参画推進本部（庁内の総合調整機関。庁議メンバー。部長は代表本部員）
- ・高知県男女共同参画推進本部幹事会（推進本部を補佐。企画会議メンバー等）
- ・男女共同参画苦情調整委員（同条例第 21 条に規定する機関）

2 現状

(1) 審議会委員等の状況

県の審議会等委員に占める女性委員の割合が一定上昇するなど、前進が見られましたが、平成18年度をピークに減少しています。

また、市町村においても男女共同参画を推進するための計画が17市町村で策定されるなど取組が進んではいますが、半数の市町村が未策定ですし、計画はあっても、取組が十分でない市町村が多く見受けられますので、まだまだ意識を変えるための広報啓発が必要です。



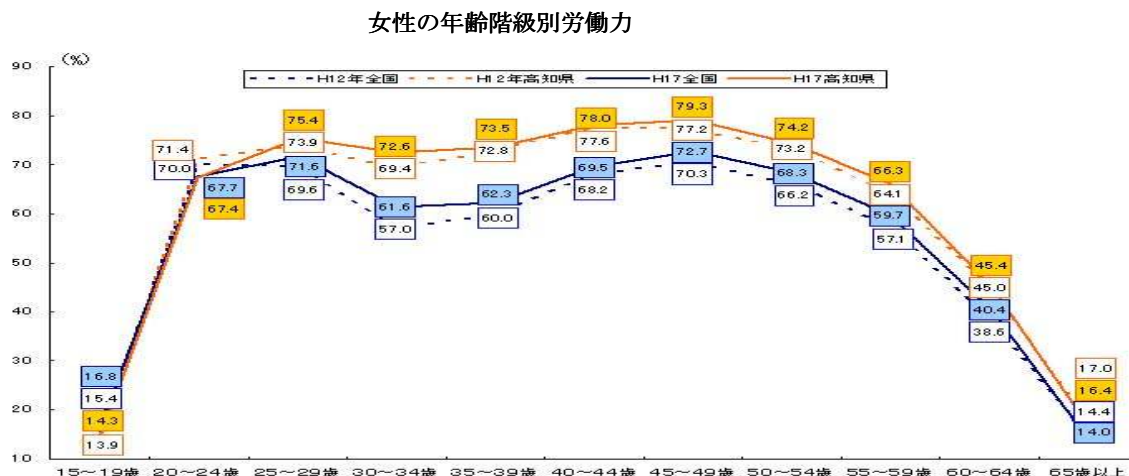
(2) 女性の労働力

高知県では、結婚した後も子育てをしながら働き続ける女性の割合が全国でも高く、女性の年齢階級別労働力率のグラフのM字曲線が全ての年齢層において全国平均を上回っている状況があります。

県民意識調査の結果でも、女性の望ましい働き方と思うものとして女性の25.1%が「結婚や出産に関わらず、仕事を続ける」と答えており、4人に1人が仕事を続けることを望んでいます。

しかし現実には、出産・育児期に仕事を離れ、その後再就職する人がまだまだ多いことがM字曲線からも明らかです。

多様なニーズに応じた子育て・介護等に関する社会支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスを進め、女性はその意欲と能力を活かして働き続けることのできる環境を整える必要があります。



資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 県民の意識（調査結果より）

① 学校教育、家庭の意識

学校教育では、65.8%が平等と答えており、教育の場では男女共同参画が浸透してきていると言えますが、家庭における役割分担では、理想は「共同で家計、共同で家事・育児」と答えた人の割合が高いが、現実には「共同で家計、主に妻が家事・育児」と答えた割合が高く、共働きであっても家事・育児は妻に負担を求めています。

このように、暮らしのさまざまな場面に固定的な役割分担意識が認められており、今後により一層積極的に男女共同参画を推進する必要があります。

② 男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき項目

県民意識調査では、男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべき項目として、「労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること」「女性をとりまくさまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」「法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを改めること」が上位に上げられています。

男女共同参画社会を実現するために力を入れていくべき項目

項目	総合	男性	女性
労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること	31.3	30.8	31.6
女性をとりまくさまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること	26.8	26.8	26.8
法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを改めること	25.5	29.8	22.2
女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること	21.7	19.9	23.3
女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること	21.1	15.9	24.9
男性自身が生活者としての家事能力を身につけること	16.9	15.9	17.9
わからない・無回答	10.0	10.1	9.8
家庭や学校で男女平等教育を行うこと	9.8	10.7	9.2
女性の役職への登用や政策決定の場への参画を進めること	6.7	8.9	4.9
その他	2.0	3.0	1.3

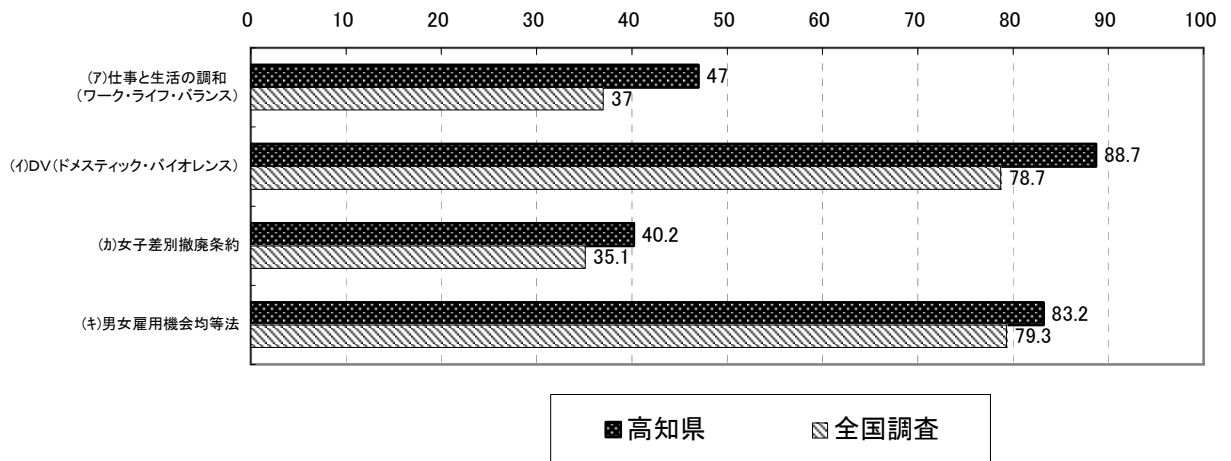
資料：高知県男女共同参画社会に関する県民意識調査（平成21年11月）

③ 各種用語の認知度

県民意識調査では、男女共同参画に関する用語・制度についての認知度は、全国と比較してもすべてにおいて高知県の認知度が高く、男女共同参画への関心が高いといえます。

また、県民の72.7%が「こうち男女共同参画センター」の名前を知っていると答えており、特に高知市での認知度は80.1%と高いものの、一方、内容まで知っているのは27%で、まだまだ、男女共同参画が浸透していないといえます。

法律や制度・各種用語の周知度



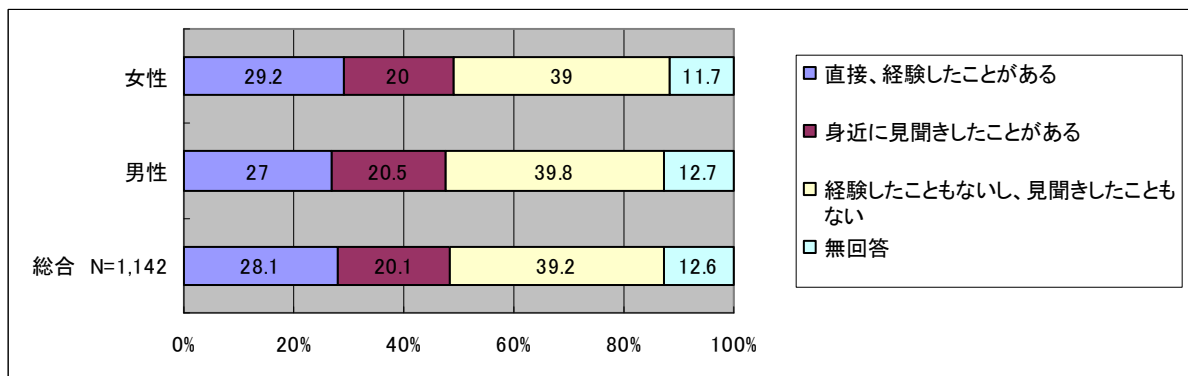
資料：高知県男女共同参画社会に関する県民意識調査（平成21年11月）

④ ドメスティック・バイオレンス

配偶者やパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」と略）、職場や学校で見られるセクシュアル・ハラスメント、性暴力、人身取引などは多くが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、多くの場合、女性が被害者となっています。県民意識調査の結果で、DVの経験があったと答えた人が28.1%いた一方で、公的機関などを含めて誰にも相談しなかった人が51.4%おり、問題が潜在化していることがうかがえます。

また、配偶者暴力相談支援センターである、「女性相談支援センター」の認知度は、59.5%の方が名前を知っていると答えていますが、内容まで知っている人は17.1%で、今後さらに、広報、啓発を進める必要があります。

ドメスティック・バイオレンス（DV＝夫婦・恋人間の暴力）について



資料：高知県男女共同参画社会に関する県民意識調査（平成21年11月）

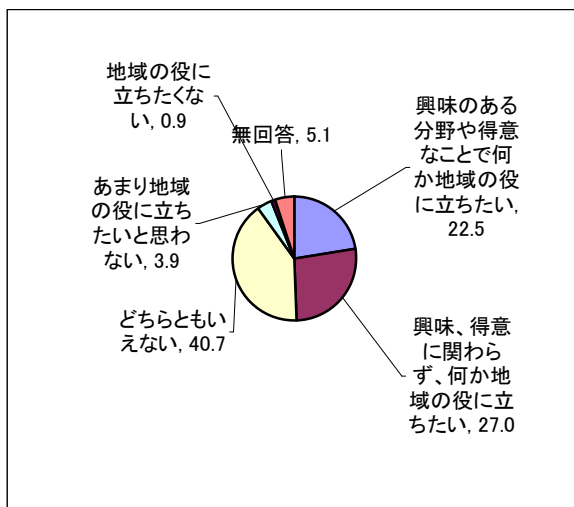
⑤ 地域活動への取組

平成 20 年度に行った県民世論調査では、地域活動については、49.5%の方が地域の役に立ちたいと考えており、活動を広げるためには、誰もが等しく参加できることや地域の課題や出来事を多くの住民に知ってもらうことをあげています。

一方で、地域の役に立ちたくないと答えた方も 4.8%を占めており、忙しくて時間が取れない、活動に参加することがわずらわしい、何をしたいかわからない、などを理由にあげています。

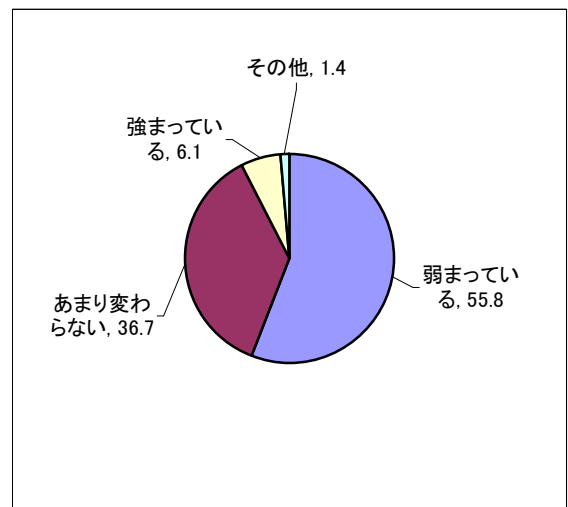
また、21 年度の調査では 55.8%の方が地域の支え合いの力が弱まっていると答えていますので、地域活動を進め地域力を高めるためには、ワーク・ライフ・バランスの実現や地域活動に関する情報の収集・提供などにより住民意識を広げ、地域活動に参加しやすい環境を整えていく取組が重要となってきます。

地域活動への関心度と参加経験



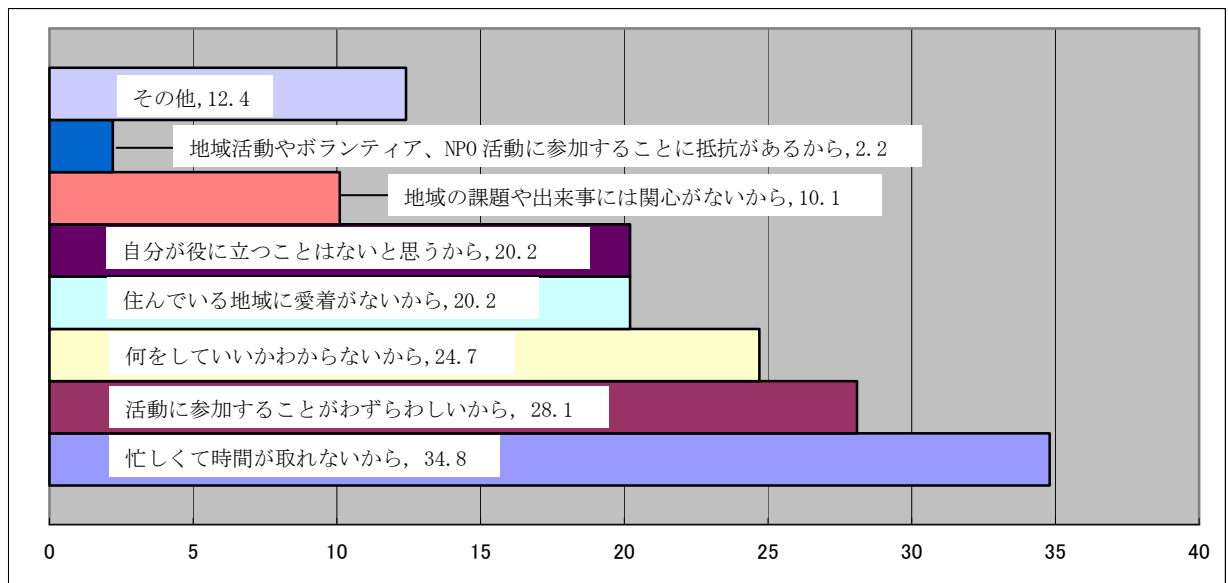
資料：高知県県民世論調査（平成 20 年）

地域の支え合いの力



資料：高知県県民世論調査（平成 21 年）

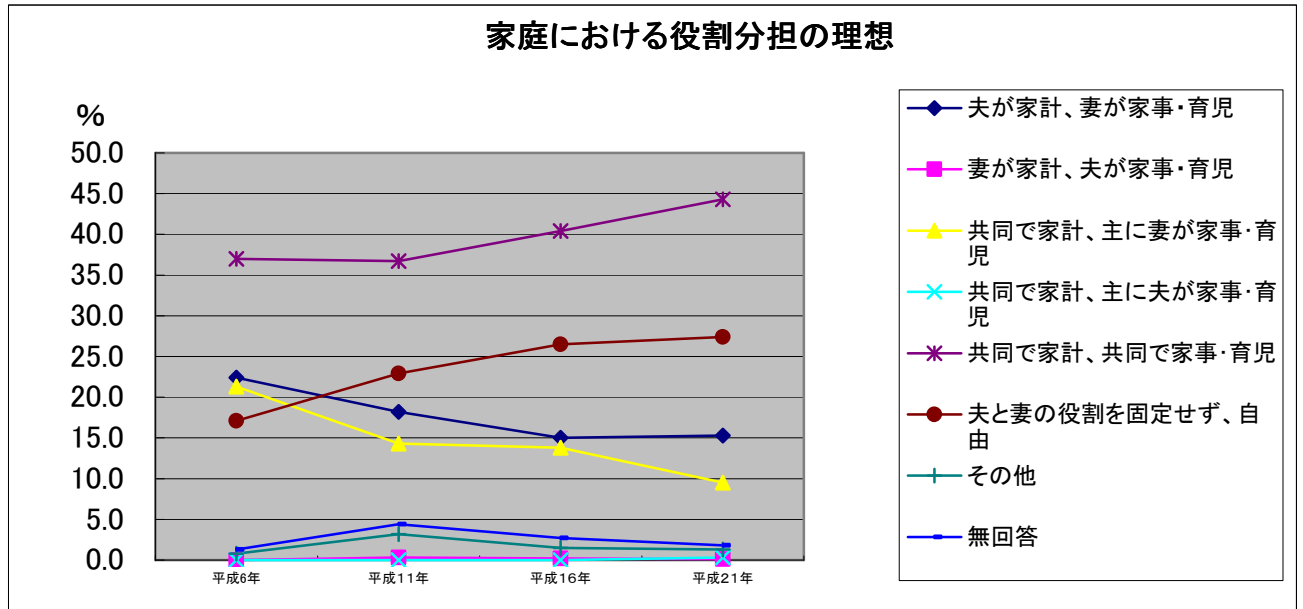
地域活動への関心度と参加経験



資料：高知県県民世論調査（平成 20 年）

3 課 題

- 根強く残る固定的な役割分担意識
家事や子育て・介護などへの男性の参加等に課題



- 女性に対する暴力の根絶
例：女性相談支援センターのDV相談件数 →

H 1 7 年 度	H 2 0 年 度	H 2 1 年 度
2 3 2 件	3 8 1 件	4 5 9 件

- 各課の取組での男女共同参画の視点の不足
例：県の審議会等の委員の男女構成 →

平成 2 2 年 目 標 値	平成 2 1 年 5 月
均 衡	3 6 . 0 %

- 市町村における取組での男女共同参画の視点の不足
例：市町村男女共同参画計画の策定状況 →

平成 2 2 年 目 標 値	平成 2 1 年 5 月
5 3 . 8 %	5 0 . 0 % (1 7 / 3 4)

プラン改定の基本的な考え方（案）

1 プラン見直しの視点

（1）条例趣旨を反映

「高知県男女共同参画社会づくり条例」の基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 固定的な役割分担意識に基づく社会制度、慣行についての配慮
- ③ 意思の形成及び決定への共同参画
- ④ 家庭での相互協力と職業生活その他の活動との両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康への配慮
- ⑥ 国際社会の取組との協調

（2）現プランの「推進方向」は基本的には変更せず、「具体的な取組」の中に、以下の要素を盛り込んでいきたい。

- ・ 県民意識調査の結果を反映
- ・ 女子差別撤廃委員会の最終見解を反映
- ・ 社会情勢の変化を反映（少子高齢化、地域社会・家族形態の変化、高知県らしさ）
- ・ 新たな視点の取り組み

（地域における男女共同参画の推進、男性の男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス）

（3）目標値の整理及び新たな目標値の設定

（4）プランの期間

計画期間：5年間

2 スケジュール

平成 22 年度 6 月	第 1 回こうち男女共同参画会議
7 月	第 1 回高知県男女共同参画推進本部幹事会の開催
8 月～10 月	各課及び関係機関ヒアリング *プランの素案を作成
	第 2 回高知県男女共同参画推進本部幹事会
	第 1 回高知県男女共同参画推進本部会
11 月	第 2 回こうち男女共同参画会議
11 月～12 月	パブリックコメント
2 月	第 3 回こうち男女共同参画会議
3 月	第 3 回高知県男女共同参画推進本部幹事会 第 2 回高知県男女共同参画推進本部会
	3 月議会報告・公表